

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、平成30年度定期予防接種の実施について次のとおり公告する。

平成30年4月1日

寒川町長 木村 俊雄

## 1 予防接種の種類及び対象者の範囲

寒川町に住民登録されている次の対象年齢の者とする。

- (1) 麻しん、風しん又は麻しん風しん混合
  - ア 第1期初回 接種時において1歳以上2歳未満の者
  - イ 第2期 平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた者
- (2) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）
  - ア 第1期初回 接種時において3か月以上7歳6か月未満の者
  - イ 第1期追加 初回3回目の接種をしてから6か月経過している者で、接種時において7歳6か月未満の者
  - ウ 第2期 11歳以上13歳未満の者
- (3) 日本脳炎
  - ア 第1期初回 6か月以上7歳6か月未満
  - イ 第1期追加 初回2回目の接種をしてから6月以上経過している者で、生後6か月以上7歳6か月未満の者
  - ウ 第2期 9歳以上13歳未満の者
- (4) 結核（BCG）
  - 1歳未満の者  
(厚生労働省で定める標準的な接種期間は、5か月から8か月に達するまでの期間)
- (5) ヒブ（Hib）
  - 生後2か月以上5歳未満の者
- (6) 小児用肺炎球菌
  - 生後2か月以上5歳未満の者
- (7) B型肝炎
  - 生後2か月以上1歳未満の者（平成28年4月1日以降に生まれた者に限る。）
- (8) 水痘
  - 12か月から36か月未満の者
- (9) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）
  - 平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性

(10) 高齢者肺炎球菌

- ・下表の生年月日に該当する者、又は60歳から64歳（接種日現在）で心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障がいのある者

対象者生年月日
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
大正12年4月2日～大正13年4月1日
大正7年4月2日～大正8年4月1日

2 予防接種を行う期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、実施医療機関の休診日を除く。

3 予防接種の自己負担

予防接種の自己負担はなし。ただし、高齢者肺炎球菌は4,000円とする。

4 実施医療機関

《寒川町内》平成30年度個別予防接種指定医療機関一覧表

	医 院 名	住 所
1	神部医院	寒川町宮山 3035
2	木島医院	寒川町一之宮 1-24-39
3	倉見整形外科	寒川町倉見 847-1
4	五島クリニック	寒川町倉見 2197
5	寒川駅前クリニック	寒川町岡田 1-4-3
6	さむかわ富田クリニック	寒川町一之宮 1-9-2
7	寒川病院	寒川町宮山 193
8	高山産婦人科・内科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 2F
9	たけむら内科クリニック	寒川町岡田 3-9-59 ヌーベルパーク 湘南大久保 1F
10	玉井小児科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 4F
11	永田外科	寒川町倉見 3793-3
12	林こどもクリニック	寒川町一之宮 1-3-36
13	原田医院	寒川町岡田 3-7-35
14	横山外科・胃腸科	寒川町田端 1159

《茅ヶ崎市内》平成 30 年度個別予防接種指定医療機関一覧表

	医 院 名	住 所
1	愛生会クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 5-10-48
2	青木クリニック	茅ヶ崎市新栄町 13-45 鴨志田ビル 5F
3	五十嵐クリニック	茅ヶ崎市幸町 22-6-202
4	井上内科クリニック	茅ヶ崎市矢畑 725-1
5	内山クリニック	茅ヶ崎市新栄町 1-4 大黒屋富田ビル 3F
6	海老原耳鼻咽喉科医院	茅ヶ崎市南湖 2-14-5
7	アリスクリニック	茅ヶ崎市南湖 5-20-10
8	おおえ内科クリニック	茅ヶ崎市松林 2-5-30
9	大木医院	茅ヶ崎市円蔵 1-24-32
10	おおさこ医院	茅ヶ崎市元町 18-1
11	緒方医院	茅ヶ崎市香川 4-4-23
12	おざさ医院	茅ヶ崎市菱沼 1-4-11
13	尾山小児科医院	茅ヶ崎市高田 2-6-62
14	オーブクリニック	茅ヶ崎市円蔵 1365
15	香川クリニック	茅ヶ崎市香川 6-8-33
16	かごた整形外科クリニック	茅ヶ崎市松林 2-5-33
17	かつまた小児クリニック	茅ヶ崎市香川 1-38-18
18	加藤医院	茅ヶ崎市東海岸北 2-1-52
19	兼本内科・循環器科クリニック	茅ヶ崎市平和町 4-26
20	加納外科医院	茅ヶ崎市浜竹 3-3-14
21	小杉クリニック	茅ヶ崎市浜之郷 952-95
22	五島耳鼻咽喉科医院	茅ヶ崎市東海岸北 1-1-16
23	こどもクリニック松が丘	茅ヶ崎市松が丘 2-1-19
24	近藤クリニック	茅ヶ崎市中海岸 3-8-43
25	佐久間クリニック	茅ヶ崎市南湖 2-13-31
26	笹井医院	茅ヶ崎市東海岸北 1-7-15
27	至誠堂医院	茅ヶ崎市円蔵 2427-8
28	しながわこどもクリニック	茅ヶ崎市東海岸南 5-1-22
29	下田産婦人科医院	茅ヶ崎市幸町 19-8
30	湘南あかしあクリニック	茅ヶ崎市新栄町 9-9 キモトプラザビル 1F
31	湘南いしぐろクリニック	茅ヶ崎市元町 2-4 今井ビル 3F
32	湘南えぼし整形外科	茅ヶ崎市新栄町 7-5 エメラルドプラザ 1F
33	湘南キッズクリニック	茅ヶ崎市今宿 181-1
34	湘南さくら病院	茅ヶ崎市下寺尾 1833
35	湘南すずきクリニック	茅ヶ崎市ひばりヶ丘 7-10
36	湘南中央クリニック	茅ヶ崎市松林 1-16-52

	医 院 名	住 所
37	湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保 500
38	湘南みわクリニック	茅ヶ崎市本村 4 - 22 - 25
39	新家クリニック	茅ヶ崎市富士見町 11-4
40	高橋医院	茅ヶ崎市十間坂 1-2-16
41	田村小児科	茅ヶ崎市幸町 6-16-201
42	茅ヶ崎クリニック	茅ヶ崎市東海岸南 1-22-1
43	茅ヶ崎こどもの森クリニック	茅ヶ崎市本村 4-22-23
44	茅ヶ崎耳鼻咽喉科クリニック	茅ヶ崎市矢畑 725-1
45	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1
46	茅ヶ崎信愛クリニック	茅ヶ崎市新栄町 5-8
47	茅ヶ崎新北陵病院	茅ヶ崎市行谷 583-1
48	茅ヶ崎セントラルクリニック	茅ヶ崎市幸町 6-1
49	茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎 2-2-3
50	茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎市幸町 14-1
51	茅ヶ崎はまかぜ皮膚科	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2F
52	茅ヶ崎東海岸クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 2-8-6
53	茅ヶ崎皮膚科医院	茅ヶ崎市南湖 5-14-3
54	茅ヶ崎みみ・はな・のどクリニック	茅ヶ崎市松林 2-10-18
55	茅ヶ崎メディカルクリニック	茅ヶ崎市幸町 5 - 8 2F
56	茅ヶ崎わかば内視鏡クリニック	茅ヶ崎市新栄町 3-2Abeasa Medical 3F
57	鶴が台菅原医院	茅ヶ崎市鶴が台 10-7-103
58	富山皮膚科	茅ヶ崎市香川 1-11-25
59	共恵内科クリニック	茅ヶ崎市共恵 1-11-9 アイパレス湘南 1F
60	長岡病院	茅ヶ崎市芹沢 598
61	なつ皮ふ科	茅ヶ崎市元町 16-4
62	成田クリニック	茅ヶ崎市南湖 5-1-12
63	にわ小児クリニック	茅ヶ崎市松浪 1-3-21
64	野村消化器内科	茅ヶ崎市富士見町 15-1
65	はしもと脳神経外科クリニック	茅ヶ崎市新栄町 3-2Abeasa Medical 1F
66	はまみこどもくりにつく	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2F
67	浜見平診療所	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 1F
68	林糖尿病内科クリニック	茅ヶ崎市新栄町 3-2Abeasa Medical 2F
69	原クリニック	茅ヶ崎市高田 2-1-23
70	平野こどもクリニック	茅ヶ崎市本宿町 3-6
71	堀越医院	茅ヶ崎市共恵 2-5-52
72	前田整形外科・内科クリニック	茅ヶ崎市ひばりが丘 1 - 10
73	真下医院	茅ヶ崎市浜竹 2-6-19

	医 院 名	住 所
74	増沢クリニック	茅ヶ崎市高田 4-7-12
75	町田胃腸科外科	茅ヶ崎市萩園 2305-27
76	松が丘内科クリニック	茅ヶ崎市松が丘 2-8-20
77	みうらレディースクリニック	茅ヶ崎市東海岸南 4-11-41
78	三上医院	茅ヶ崎市浜竹 3-1-23
79	水沼医院	茅ヶ崎市高田 5-5-10
80	みよし内科クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 3-4-36
81	三輪内科クリニック	茅ヶ崎市松風台 24-15
82	守屋おとな子どもクリニック	茅ヶ崎市東海岸北 3-10-14
83	山岡クリニック	茅ヶ崎市元町 6-5
84	やまもと内科クリニック	茅ヶ崎市みずき 2-8-1
85	ライフクリニック	茅ヶ崎市幸町 3-32 ブレイビル 2F
86	和田内科医院	茅ヶ崎市高田 5-1-19

## 5 予防接種の注意事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は次のとおりとする。

- ①当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- ②明らかな発熱を呈している者（明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指す。）
- ③重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな者
- ④当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ⑤麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- ⑥結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- ⑦B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の体内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与にあわせて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことがある者
- ⑧肺炎球菌感染症（高齢者が罹るものに限る）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことがある者
- ⑨②～⑧までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が認めた者